

かがわ安心飲食店認証制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、事業者が実施する新型コロナウイルス感染症予防対策（以下、「感染症予防対策」という。）について県が認証する制度（以下「認証制度」という。）を設けることにより、県民及び県外の人々に安心と信頼を提供し、もって感染症に対して強靱な社会・経済の形成に資することを目的とする。

(認証対象)

第2条 認証制度の対象となるものは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく許可を得た事業者（以下「対象事業者」という。）が、香川県内において、飲食店営業又は喫茶店営業を行う店舗（以下「対象店舗」という。）とする。

2 この要綱において、「接待を伴う飲食店」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号に規定する飲食店をいう。

3 この要綱において、「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食店」とは、カラオケ設備を有する飲食店のうち、接待を伴う飲食店以外のものをいう。

(認証対象外となる場合)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、認証制度の対象外とする。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体
- (2) 香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）第5条の2各号に掲げる者
- (3) その他知事が適当でないと認める者

2 次の各号のいずれかに該当する店舗については、認証制度の対象外とする。

- (1) 社会福祉施設、社員食堂等において特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗
- (2) コンビニエンスストア、スーパーマーケット等、小売りを営業の主体としていると認められる店舗
- (3) 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

(基準)

第4条 知事は、対象事業者が対象店舗において取り組むべき感染症予防対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。なお、対象店舗が、接待を伴う飲食店又はカラオケボックス等の歌唱を伴う飲食店の場合は、認証基準に加え、業態に応じた追加の認証基準を定めるものとする。

2 知事は、必要と認めるときは、認証基準の改定を行うものとする。

第2章 認証等

(申請)

第5条 認証を受けようとする対象事業者は、対象店舗ごとに、当該対象店舗において自らが実施すべき感染症予防対策を認証基準に沿って定め、かがわ安心飲食店認証制度申請書（様式第1号）により知事に申請するものとする。

(認証等)

第6条 前条の規定による申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第2項及び第3項並びに第10条において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うこと等により、申請の内容を確認するものとする。

2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、かがわ安心飲食店認証制度確認結果通知書（様式第2号）により認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証ステッカーを交付するものとする。

3 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

(公表)

第7条 知事は、対象事業者からの申請を認証した場合は、認証に係る対象店舗（以下「認証店舗」という。）等を県のホームページ等で公表することとする。

(認証ステッカーの利用等)

第8条 認証事業者は、認証店舗において認証ステッカーを利用（当該認証店舗の利用者の見やすい場所に認証ステッカーを掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「かがわ安心飲食認証店」の名称を使用することができるものとする。

2 認証事業者は、認証ステッカーを第三者に譲渡する等、認証店舗以外のために供してはならない。

3 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証ステッカーを汚損し、又は亡失したときは、認証ステッカー再交付申請書（様式第3号）により認証ステッカーの再交付を求めることができる。

(変更の報告)

第9条 認証事業者は、認証店舗の名称、認証に係る感染症予防対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、かがわ安心飲食店認証事項変更届（様式第4号）により、知事に報告するものとする。

(調査等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証店舗を調査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第11条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施するとともに、従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 知事等が行う認証店舗に係る調査に協力すること。
- (4) 感染拡大防止のため、県からの新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）に基づく協力の要請等に応じること。
- (5) 事業を営むに当たって、関係する法令、条例及び規則を遵守すること。

（認証の辞退）

第 12 条 認証事業者は、その認証店舗が次の各号のいずれかに該当することが見込まれるときは、あらかじめ、かがわ安心飲食店認証制度辞退届（様式第 5 号）により、認証の辞退を申し出るものとする。

- (1) 第 2 条第 1 項に規定する認証制度の対象ではなくなること。
- (2) 第 3 条に規定する認証制度の対象外になること。
- (3) 第 4 条に規定する認証基準を満たさなくなること。
- (4) 前条に規定する認証事業者の責務を守れなくなること。

2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、当該店舗における認証ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「かがわ安心飲食認証店」の名称の使用をやめなければならない。

（認証の要件を満たさなくなった場合等の取扱い）

第 13 条 知事は、認証店舗が前条第 1 項各号のいずれかに該当することを確認したときは、当該認証事業者に対して、認証店舗ごとに、改善の要請又は認証の効力の一時停止をすることができる。認証の効力を一時停止した場合には、認証事業者は、直ちに、当該店舗における認証ステッカーの利用及び「かがわ安心飲食認証店」の名称の使用を停止しなければならない。

2 前項の規定により一時停止を行った後、認証事業者から、知事が定めるところにより改善の意思が示され、知事が適当と認めるときは、当該認証事業者は、当該店舗における認証ステッカーの利用及び「かがわ安心飲食認証店」の名称使用を再開することができるものとする。

（認証の取消し）

第 14 条 前条第 1 項の規定により一時停止を行った店舗において、その原因が改善されていないと知事が認めたときは、当該認証事業者に対して、認証を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、かがわ安心飲食店認証制度取消通知書（様式第 6 号）により、その旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、当該店舗における認証ステッカーを廃棄し、「かがわ安心飲食認証店」の名称の使用をやめなければならないものとし、かつ、取消しの日から 6 か月間は、取消しの対象となった店舗について、新たな認証の申請を行うことができないものとする。

第3章 感染症発生時の措置

(認証の効力の一時停止)

第15条 認証店舗の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合（以下「患者発生時」という。）において、その原因について次条第1項に規定するものに該当するか否かが明らかになるまでの間、知事が必要と認めるときは、当該店舗における認証の効力を一時停止することができる。認証の効力を一時停止した場合においては、認証事業者は、直ちに、当該店舗における認証ステッカーの利用及び「かがわ安心飲食認証店」の名称の使用をやめなければならない。

2 前項の規定により一時停止を行った際、その原因が次条第1項に規定するものでないことが明らかとなり、その認証店舗を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと知事が判断（保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）したときは、当該認証事業者は、当該店舗における認証ステッカーの利用及び「かがわ安心飲食認証店」の名称使用を再開することができるものとする。

(不遵守の場合の取消し)

第16条 前条の規定により一時停止を行い、その原因が認証に係る感染症予防対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意又は過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、かがわ安心飲食店認証制度取消通知書（様式第6号）によりその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、第14条第3項の規定を準用する。

第4章 まん延の防止に関する措置との関係

第17条 第2章の規定にかかわらず、次のいずれにも該当するときは、知事は、認証の申請の受付を停止し、及び既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

(1) 香川県の区域内において特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置又は第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。

(2) 前号の措置に係る感染症のまん延の状況を勘案して、知事が、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないと認めたとき。

第5章 雑則

(免責)

第18条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証店舗において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象店舗の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 6 月 11 日から施行する。

(制度の終了等)

2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 24 日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

※事務局使用欄	
受付番号	
認証番号	

かがわ安心飲食店認証制度 申請書

香川県知事 殿

かがわ安心飲食店認証制度実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

申請者情報	申請者氏名（法人の場合は名称及び代表者役職名・氏名） フリガナ： 申請者：		
	生年月日 (明治:M 大正:T 昭和:S 平成:H) * 法人の場合は代表者	年 月 日	
	住所（県からの資料送付先）	〒	
施設情報	施設名称		
	施設所在地	〒	
	担当者	(名前)	(電話番号)
		(E-mail)	
	日中の連絡が取れる時間	時 分	～ 時 分
	食品衛生法に基づく許可業種	許可年月日及び許可番号	令和・平成 年 月 日 第 号
施設ホームページ			
店舗における【感染症対策】	<input type="checkbox"/> 別添の認証基準を確認願います。（ <input type="checkbox"/> に✓を記載願います。）		
本制度に係る留意事項	ホームページへの掲載の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 公開不可（いずれかの <input type="checkbox"/> に✓を記載願います。） ※「公開可」を選択いただいた場合、ホームページにおいて、店舗の名称（店舗名、屋号等）、店舗所在地、電話番号、感染症対策の状況等を公開いたします。	
	「認証制度申請中」掲示物	・ 認証を申請していただいてから現地調査を実施し、認証基準を満たした場合に、認証ステッカー等をお送りいたします。 ・ 「認証制度申請中」掲示物をご希望の場合は、チェックを入れてください。メール等にて掲示物をお送りします。 <input type="checkbox"/> 「認証制度申請中」掲示物の送付を希望します。（ <input type="checkbox"/> に✓を記載願います。） ※「認証制度申請中」掲示物は、店内の感染症対策を県が確認したものではありません。現地調査の結果等を踏まえ、認証取得までお時間を要する場合がありますので、御了承ください。	
	<input type="checkbox"/> 以下の内容に同意します（チェックマーク（✓）を記載してください） ● 県からの新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく協力の要請等に応じます。 ● 事業を営むに当たって、関係する法令、条例及び規則を遵守します。 ● かがわ安心飲食店認証制度実施要綱の規定を遵守します。 ● 申請者が香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）第5条の2各号に掲げる者でないことを認めます。 ● 上記4点に違反した場合、認証されなかったとしても異議ございません。 ● 今後の感染状況等により、認証基準を見直す場合があります。認証を継続したい場合は新しい認証基準に対応いただく必要があります。 ● かがわ安心飲食店認証を受けるためには、かがわ安心飲食店認証制度実施要綱により、申請の後に現地確認等を行わせていただきます。また、入力いただいた個人情報は、「かがわ安心飲食店認証申請に係る個人情報の取扱いについて」に記載した目的のみに利用させていただきます。 ● メールアドレスに最新の感染対策ガイドライン等のお知らせを送らせていただく場合があります。		

様式第2号(第6条関係)

第 号
令和 年 月 日

(申請者) 様

香川県知事

かがわ安心飲食店認証制度確認結果通知書

年 月 日付けで提出された、かがわ安心飲食店認証制度申請書について、かがわ安心飲食店認証制度実施要綱第6条第1項の規定に基づき確認を行った結果を、以下のとおり通知します。

1. 認証の可否

- 認証する。
 認証しない。(理由 :

2. 認証番号

第 号

3. 認証店舗

申請者 :
店舗名 :
所在地 :

<備考>

県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証店舗において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象店舗の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

様式第3号(第8条関係)

令和 年 月 日

香川県知事 殿

申請者氏名：

事業所名(店舗名)：

所在地：

認証ステッカー再交付申請書

かがわ安心飲食店認証制度実施要綱第8条第3項の規定により、認証ステッカーの再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 認証番号

第 号

2. 認証店舗

申請者：

店舗名(店舗名)：

所在地：

3. 再交付申請の理由

※再申請に当たってはかがわ安心飲食店認証制度実施要綱第8条第3項に列挙する事由に該当する場合のみ申請可能であり、それ以外の理由による再交付の申請は受理しかねます。

様式第4号(第9条関係)

令和 年 月 日

香川県知事 殿

申請者氏名：

事業所名(店舗名)：

所在地：

かがわ安心飲食店認証事項変更届

かがわ安心飲食店認証制度に係る認証事項に変更が生じたため、同要綱第9条の規定に基づき、以下のとおり報告いたします。

1. 認証番号

第 号

2. 認証店舗

申請者：

店舗名(店舗名)：

所在地：

3. 変更事項(該当するものを○で囲んだうえで、必要事項を記入してください。)

(1) チェックシートに記載した感染症対策の取組みの変更

(申請時に提出したチェックシートと共に、変更後のチェックシートを提出してください。)

(2) 認証店舗の名称の変更

変更前：

変更後：

(3) 認証店舗の所在地の変更

変更前：

変更後：

(4) その他の変更

変更前：

変更後：

様式第5号(第12条関係)

令和 年 月 日

香川県知事 殿

申請者氏名 :
事業所名(店舗名) :
所在地 :

かがわ安心飲食店認証制度辞退届

かがわ安心飲食店認証制度実施要綱第12条の規定により、認証制度を辞退したいため、以下のとおり申請いたします。

1. 認証番号
第 号

2. 認証店舗
申請者 :
店舗名(店舗名) :
所在地 :

3. 辞退の理由

様式第6号(第14条、第16条関係)

第 号
令和 年 月 日

(申請者) 様

香川県知事

かがわ安心飲食店認証制度取消通知書

年 月 日付けで認証したことについて、かがわ安心飲食店認証制度実施要綱第14条第2項又は第16条第1項の規定に基づき、次のとおり認証を取り消します。

については、直ちに認証ステッカーを破棄するとともに、「かがわ安心飲食認証店」を広告等で利用、発信している場合には、直ちにその利用、発信を中止してください。

1. 認証番号

第 号

2. 認証店舗

申請者：

店舗名(店舗名)：

所在地：

3. 取消しの理由

4. 備考